

令和8年度

国営造成施設総合水利調整管理事業

三本木地区（谷地頭工区）他河川協議図書作成業務

## 特別仕様書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

#### 第1-1条

国営造成施設総合水利調整管理事業三本木地区（谷地頭工区）他河川協議図書作成業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (目 的)

#### 第1-2条

本業務は、国営三本木地区（谷地頭工区）の水利権更新に係る用水量計算、谷地頭頭首工の改修設計、河川協議図書の作成及び八戸平原地区水利権更新に係る河川管理者説明資料の作成を行うものである。

### (場 所)

#### 第1-3条

本業務において対象とする地区は以下のとおりであり、別添位置図のとおりである。

- ・三本木地区（谷地頭工区）：青森県三沢市谷地頭地内他
- ・八戸平原地区：青森県八戸市他1町及び岩手県九戸郡軽米町地内

### (業務概要)

#### 第1-4条

本業務の概要は次のとおりである。

1	【三本木地区】現地調査	1式
2	【三本木地区】用水系統図作成	1式
3	【三本木地区】用水計画主要諸元の整理	1式
4	【三本木地区】用水量計算	1式
5	【三本木地区】谷地頭頭首工改修実施設計	1式
6	【三本木地区】河川協議図書作成	1式
7	【八戸平原地区】河川管理者説明資料作成	1式
8	照査	1式
9	点検とりまとめ	1式

### (土地への立入り等)

#### 第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地を踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

#### 第1-6条

(1) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

(2) 第三者照査の企業に要求される資格

- 1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- 2) 東北農政局において、令和7・8年度（測量・建設コンサルタント等契約）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- 3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
- 5) 中立的、公平な立場で照査が可能なものであること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

② 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下のものであること。

- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有するもの
- 照査技術者と同等の技術者資格を有するもの

(4) 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

(5) 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査と合わせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

(7) 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRI S）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

#### (8) 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものでない。

#### (履行確実性評価の達成状況確認)

##### 第1-7条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料を基に以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には、以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

#### (一般事項)

##### 第1-8条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

#### (管理技術者)

##### 第1-9条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1－10条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によりものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 本業務における照査は「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。

また「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1－11条

担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－12条

共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務

計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険の加入)

#### 第1-13条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(業務スライドの試行)

#### 第1-14条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

## 第2章 作業条件

(適用する図書等)

### 第2-1条

「農業農村整備事業のための河川協議の実務 1998年版」の内容を適用し河川法の主旨を考慮のうえ、本業務の作業を行うものとする。

(貸与資料)

### 第2-2条

貸与資料は次のとおりである。

貸 与 資 料	数 量
高瀬川水系高瀬川（小川原湖）における水利使用に関する河川法第23条及び第24条に係る同法第95条の協議図書（谷地頭頭首工）（令和4年5月18日同意）及び添付資料	1式
令和7年度国営造成施設総合水利調整管理事業 三本木地区（谷地頭工区）水利権更新検討業務報告書	1式
令和7年度国営造成施設総合水利調整管理事業 八戸平原地区水利権更新検討業務	1式

(貸与資料の取扱い)

### 第2-3条

第2-2条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

## 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

### 第3-1条

本業務における作業項目及び数量は別紙1「作業項目内訳表」（作業実施欄）に○印で示すものとする。

(作業の留意点)

### 第3-2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料及び受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 谷地頭頭首工改修にかかる実施設計については、「農業水利施設保全補修ガイドブック」等を参考に工法選定・設計作業を行うものとする。
- (4) 関係機関との協議にあたり、谷地頭頭首工の構造について確認があった場合は、リバウンドハンマー等による圧縮強度試験等の現場試験の追加を協議する場合がある。

## 第4章 打合せ

(打合せ)

### 第4-1条

共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初回 作業の着手段階
- 第2回 中間打合せ（谷地頭頭首工改修実施設計段階）
- 第3回 中間打合せ（用水計画主要諸元の整理段階）
- 第4回 中間打合せ（河川協議図書作成段階）
- 最終回 業務報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

## 第5章 成果物

(成果物)

### 第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所

を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）により別途1部提出するものとする。

2. 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

#### 第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町149-2

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

## 第6章 契約変更

（契約変更）

#### 第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- （2）第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- （3）第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- （4）履行期間の変更が生じた場合
- （5）関係機関等対外的協議等により作業項目等に変更が生じた場合
- （6）旅費交通費における宿泊費の精算協議があった場合
- （7）その他

## 第7章 定めなき事項

（定めなき事項）

#### 第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添 三本木地区（谷地頭工区）他河川協議図書作成業務 位置図





別紙1 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業実施欄
【三本木地区】 1. 現地調査	河川協議資料の作成及び谷地頭頭首工改修実施設計を行うために必要となる現地の把握のほか協議図書添付用の写真撮影等を行う。	○
【三本木地区】 2. 用水系統図作成	貸与する現行協議図書に添付された図面を基に昨年度面積調査の結果を反映し、用水系統図を作成する。	○
【三本木地区】 3. 用水計画主要諸元の整理	かんがい面積およびかんがい諸元について、現行水利権との対比表を作成する。	○
【三本木地区】 4. 用水量計算	受益面積及び用水計画主要諸元を基に、用水量計算を行う。	○
【三本木地区】 5. 谷地頭頭首工改修実施設計	水利権更新に伴い、改修が必要となる谷地頭頭首工について前年度業務で実施した改修検討案を基に実施設計を行う。 実施設計は、老朽化したコンクリート構造物の補修、ゲート設備の改修及び工事仮設について実施するものとする。 併せて設計内容にかかる図面の作成、概算工事費の算出、工事工程表の作成を実施する。	○
【三本木地区】 6. 河川協議図書作成	受益面積、用水計画主要諸元、用水量計算等を取りまとめ、河川協議図書（案）を作成する。	○
【八戸平原地区】 7. 河川管理者説明資料作成	当該年度に河川管理者との予備協議を2回予定していることから、説明資料を作成する。（A-3版、4枚程度を想定）	○
8. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
9. 点検とりまとめ	成果資料の点検、とりまとめを行い、報告書を作成する。	○